

宮津与謝環境組合議会会議録

平成 27 年第 4 回（12 月）臨時会

宮津与謝環境組合議会

平成27年 第4回 宮津与謝環境組合議会臨時会議事速記録 目次

会期 1日間（12月2日）

1	付議事件一覧	1
1	出席議員氏名	2
1	欠席議員氏名	2
1	説明のため出席した者の職氏名	2
1	議事日程	2
◎	安達議長の開会宣言	2
○	井上管理者あいさつ	2
※	日程第1 諸報告	3
1	例月出納検査結果報告（一般会計の平成27年度10月分）	3
※	日程第2 会議録署名議員の指名	3
※	日程第3 会期の決定	3
※	日程第4 議第9号	3
○	和田野事務局長の提案理由説明	3
◎	松本議員の質疑	4
○	松井事務局長の答弁	4
◎	塩見議員の質疑	4
○	松井事務局長の答弁	5
◎	塩見議員の再質疑	5
○	松井事務局長の答弁	6
○	和田野事務局長の答弁	7
◎	塩見議員の再々質疑	7
○	和田野事務局長の答弁	8
◎	塩見議員の再々々質疑	8
○	和田野事務局長の答弁	9
○	松井事務局次長の答弁	9
◎	多田議員の質疑	9
○	和田野事務局長の答弁	9
	（討論なし）	
1	議第9号.....－ 原案可決 －	10
※	日程第5 議第10号	10

○ 和田野事務局長の提案理由説明	10
◎ 長林議員の質疑.....	10
○ 和田野事務局長の答弁	11
◎ 長林議員の再質疑	11
○ 和田野事務局長の答弁	11
◎ 長林議員の再々質疑.....	12
○ 和田野事務局長の答弁	12
◎ 塩見議員の質疑.....	12
○ 和田野事務局長の答弁	13
◎ 塩見議員の再質疑	13
○ 和田野事務局長の答弁	14
(討論なし)	
1 議第10号.....－ 原案可決 －.....	14
◎ 安達議長の閉会宣言.....	14

平成 27 年 第 4 回 (12 月) 臨時会付議事件一覧

会期 1 日間 (12 月 2 日)

事件番号	件 名	議決年月日	議決結果
議第 9 号	財産の取得について	27.12. 2	原案可決
議第 10 号	ごみ処理施設敷地造成工事の請負契約について	27.12. 2	原案可決

平成27年第4回 宮津与謝環境組合議会臨時会議事速記録

平成27年12月2日(水) 午前10時10分 開会

◎出席議員(10名)

和田 裕之	宮崎 有平	和田 義清
長林 三代	坂根 栄六	多田 正成
塩見 晋	佐戸 仁志	松本 隆
安達 稔		

◎欠席議員 なし

◎議会担当職員

係長	奥野 均	主任	落合 久志
----	------	----	-------

◎説明のため出席した者の職氏名

管理者(宮津市長)	井上 正嗣	副管理者(伊根町長)	吉本 秀樹
副管理者(与謝野町長)	山添 藤真		
事務局長	和田野 喜一	事務局次長	松井 正之
会計管理者	小谷 栄一	監査委員	稲岡 修

◎議事日程(第1号) 平成27年12月2日(水) 午前10時10分 開会

日程第1 諸報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 議第9号 財産の取得について

日程第5 議第10号 ごみ処理施設敷地造成工事の請負契約について

(開会 午前10時10分)

○議長(安達稔) 全員協議会に引き続いてお疲れのところではありますが、ただ今から、平成27年第4回(12月)宮津与謝環境組合議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、宮津与謝環境組合管理者から発言の申し出がありますので、これを受けることとします。井上管理者。

[井上管理者 登壇]

○管理者(井上正嗣) 本日は、平成27年第4回宮津与謝環境組合議会臨時会をお願

いたしましたところ、議員の皆様には、全員協議会に引き続き御出席をいただき厚くお礼申し上げます。

広域ごみ処理施設に係る状況等につきましては、先の全員協議会で御説明申し上げましたが、施設用地について、地権者の皆様の御理解と御協力により、用地売買に係る仮契約の締結をいただくことができました。

改めて、地権者の皆様と合意に向けて御尽力をいただきました関係者の皆様に、感謝とお礼を申し上げる次第であります。

本日、本臨時会への提出議案でございますが、財産の取得と敷地造成工事に係る請負契約の2議案について提案させていただきます。

よろしく御審議のうえ、可決いただきますようお願い申し上げます。

以上、臨時会開会に当たっての、挨拶とさせていただきます。よろしくお祈りを申し上げます。

○議長（安達稔） 日程第1 「諸報告」であります。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく、一般会計の平成27年度10月分の例月出納検査結果報告書が提出されており、原文は環境組合事務局に保管しておりますので、随時、御覧おきを願います。

○議長（安達稔） 日程第2 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、

坂根栄六さん、多田正成さんを指名いたします。

以上のお二人に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いをいたします。

○議長（安達稔） 日程第3 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安達稔） 異議なしと認めます、会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（安達稔） 日程第4 議第9号を議題といたします。

提案理由の説明を願います。 和田野事務局長

〔和田野事務局長 登壇〕

○事務局長（和田野喜一） ただいま議題となりました、議第9号 財産の取得につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回取得いたします土地は、(仮称)宮津与謝広域ごみ処理施設に係る用地で、宮津市字須津小字大谷10003番2の土地ほか37筆、地目は主として田であります。

議案に添付しております図面も併せて御覧いただきたいと存じます。

宮津与謝広域ごみ処理施設に係る取得用地は、斜線でお示ししておりますが、取得の実測面積は処理施設用地11,960平方メートル、施設内道路用地1,350平方メートルなど、合わせて19,520.26平方メートルで、取得価格は用地取得と物件補償を合わせた8,892万1,333円であります。

この土地の契約を締結するため、宮津与謝環境組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

以上、誠に簡単ではあります。提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安達稔） これより質疑に入ります。御質疑はありますか。松本隆さん。

○議員（松本隆） この財産の取得の件につきましては、5月の臨時会でその説明を受けた限りでは契約の相手方ですね、これが他16名ということで説明受けております。今回、他17名ということで1名増えているんですけども、敷地面積においては同数の平米数と言いますか面積でありまして、どの辺りが詳細の部分で変わったのか、御説明願います。

○議長（安達稔） 松井事務局次長。

○事務局次長（松井正之） 5月の時点で合計17名という内容なんですけれども、土地の登記者名義人の数の17名を上げさせてもらっていました。ここで数え方のところなんです。今回18名となりましたのは、土地の上に権利を持っておられます工作物等の権利を持っている方がいらっしゃいまして、当初17名というところに工作者の補償物件等の額が補償費としてありましたので、18名ということで今回は、その人数でさせてもらっております。

○議長（安達稔） 他に御質疑ありませんか。

○議員（塩見晋） 何遍もお尋ねします。まず5月に債務負担の方で3億4,300万円というものを言ったのだと思うのですが、その時の撤回にはなりましたけれども、その時には取得費が5,000万円、補償費が2,000万円、合計7,000万円という形であったと思います。ところが、今回8,892万1,333円ということで、かなりの額増えておりまして、全体の範囲の中に入っていると言われれば、確かにそうなんです。これがなぜ今回ここまで来たか、ということ。

私は、土地は分けて貰わないと施設は出来ませんので、別にこのことに反対する訳ではないんですけども、ただ、なぜ上がったのか、どういう理由だったのか、そういうことはやはりきちんとしておかないと。そこの議論抜きで、ああ、そうですか。では、やはり議会としての責任が立たないというふうに思っておりますので、その点をお願いしたいと思います。

それから今、松本議員さんがおっしゃいましたけれど、いわゆる補償が1人増えていた

ということですが、これくらいのことは初めから手続きを続けてかけていれば、もっと早い段階で分かっていたはずだと思うんですけれども。5月までわからなくて、実際に交渉を始めてから分かったというのはあまりにも、そのことに対するやり方がずさんではなかったかというふうに思う訳ですが、その点はいかがでしょう。

○事務局次長(松井正之) 5月の際では債務負担額を上げさせてもらいまして、一度、先ほどのことがありましたんですけれども、その後、交渉等に地元に入らせていただきました。それが5月21日の段階でしたが、当初、第1回目の時に鑑定評価をとって説明をさせてもらった訳なんですけれども、こちらは買いたいけれどもあちらは売りたい、というようなやり取りの中、全然、単価が合わなかったということが1回目の内容でございました。

そして、その後、鑑定評価を取りました額に更に鑑定士さんと調整した上で、再提示をした訳なんですけれども、その際は約5%上げた額でいきました。この中で妥協していただけるような方、また、まだまだこんなのは全然話にならない。という方も色々おられました。これでは話にならん。という方々にも、その後説得なり話をさせていただくことになるんですけれども、この5%アップの中でも全然理解が得られなかった。それで、管理者会議等開きました中、方向性をどうしたら良いかということでの、この近辺でも、これまで高速道路等でその額を超えることはまかりならんという話の中、どこまで単価が可能なのかということを検討しました。第1回の鑑定評価を取りました際からは、6か月以上、半年以上経っておりましたので、再鑑定をしてもらったようなことでの検討をしたというところであります。

その中で地域での動向が少しずつ変わっているようなこともありました。一つは京都縦貫自動車道が全線開通いたしました、7月18日です。その後はパチンコ店の開業に向けての造成が始まったとか、付近ホテル事業の撤去とかありました中、地域の環境が変わっているというようなところで、別の鑑定士さんに依頼をしたんですが、この方から新たな単価を算定いただきまして、この度24日の日にですが、御理解をいただいたという経過でございます。

それから、2つ目いただきました人数の把握につきまして、土地だけという勘定は当初から分かっておりました。そこで土地だけ的人数、登記名義人というところが17名だった…実際、18名だったんですけれども。そこが、少し配慮が足りなかったかなと思います。

○議長(安達稔) 塩見晋さん。

○議員(塩見晋) 土地の買収について直接地権者に聞いた訳ではないんですけれども、最初はこれだけを分けてくれと。それなら私のもっている土地の3分の1くらいだからいいだろうと、また次はそれが増えて、結局、自分の分は3分の1しか残らなかったと、そんな話を聞いたりしたんですが。実際、最初から提示する仕方っていうんですか、それくらいのこれで言うと、土地を持っているのが18人とは限らないようですが、その方々へ

の提示が、買いますよ。という面積が最初から最後までの変ったことはなかったのか、最初に全部提示したところの広さで全て買収ができたのか。それとですね、私、別の鑑定士ですか、鑑定事務所ですか、鑑定をしてもらったということでした。

1回目の時に、本当に1人の鑑定でよろしいんですかと質問したはずですが、その時に、それはもうこれで良いんですという答弁をされました。それはもう議事録取ってないですけど、鮮明に私がした質問ですから覚えています。色んなことがあるから、本当に1件で良いのかということを知ったつもりだったんですが、今おっしゃった高速自動車を通る、パチンコ屋ができた、ホテルは詳しい説明がなかったのでわからないですが、そのことで半年たたない内に4割も上がるなんていうことが、普通、普通ですよ、考えられますか。常識的に。こんな…最初がよほどずさんだったんだなと思いますけれども、高速道路の開通なんて初めから分かっていたことですよ。だから、最初の鑑定士がよほどおかしかったのかなと思うんですが、それだけ大きく変わってしまうということは。それはやっぱりものですから、相手が売ってくれる値段でしか買えないということは良く分かっていますけれども。もう1つ聞きますけれども、この色んな土地とか山林とかありますけれども、この固定資産の評価額というのはどのくらいのものですか。

○議長（安達稔） 松井事務局次長。

○事務局次長（松井正之） 最初に1つ目に御質問いただきました場所が変わったのではないかと、というところの御質問について、私の方から説明させていただきます。当初、都市計画決定に至るまでの段、色んな関係機関との協議の中で図面が変わることがありました。と言いますのは、ここの進入路のところは採石業を営んでいる方がありまして、京都府の土木事務所なり、振興局の方と協議を色々と進めていく中、事業主さんは今後も採石業を営むという中で、当初は国道縁に調整池を持って行こうとしておりました。

流末に持って行くほど計算上調整池は小さくなるというのがありまして、コンサルの方も国道縁の方にと考えておったのですが、京都府との協議の中で採石業の事業主さんが今後も事業を営まれるのであれば、どこかに事業主さんの調整池を設けなさいということが協議の中で出てきました。

現在、事業主さんの調整池は進入路に当たっておりまして、買収をさせていただきました。このため、調整池をどこかに造るという中で場所的には下流に造りたいというところから、計画上の調整池の位置が変わりました。

今回、図面をお配りしている中で、少し進入路の飛び出しているところが調整池になるのですけれども、少し進入路の真ん中あたりまで上がったということで、この図が変わったというのはありまして、その際、地権者の方に三分の少しだったのが三分の2近く掛かるようになったという経過がございます。

結果として、都市計画決定を行うまでの間はそうした経過はありましたけれども、その後、都市計画決定以降は変わることはできませんので、このまま用地買収に入らせてもらったという経過であります。

○議長（安達稔） 和田野事務局長。

○事務局長（和田野喜一） 鑑定評価の関係でございます。5月の予算を上げさせていただくときに鑑定評価を受けたものについて、積算の基礎として計上させていただいたと説明させていただきました。

今、塩見議員さんがおっしゃったように、一人でいいのかというお話もあったのですが、これは京都府の鑑定の協会の方に依頼をさせていただいて、そこから選任をされた方がこの案件の審査をされて、評価をいただいたものであります。

これは昨年の12月の時点での評価額ということで、実際にはひと月からふた月期間を要しますので、成果としていただいたのは12月の時点でのものをもらって、今年度に入って積算として出させていただいたものであります。

その後、先ほども松井が申しあげましたけれども、早くからわかっておった訳ですが実際に京都縦貫道が開通したこと、もう一つは、入り口周辺にパチンコ屋さんができることなど3点ばかりですが、土地が動いた売買があったということで、状況が新たに変わってきたということでもあります。

そういったことを受けて、同じ協会の方にこうした状況を踏まえて再鑑定をお願いしたいと…、この経過につきましては従来から全員協議会で御説明させていただいてあります。この見積りをいただいたうえで、これをベースに地権者の方々に説明をさせていただき、一応の納得をいただいたところであります。

色々あるのですが、塩見議員さんがおっしゃった地権者の方々が売ってやると言っていたかかないと、土地が買えないということではありますが、積算の基礎としては十分にその裏は持たなければならないということで、新たな鑑定士さん違う鑑定士さんになりましたけれども、状況を踏まえた上で再鑑定をいただいたということでもあります。

それと、協会ではなしに京都府北部の鑑定士、一応、実況・実態を御存じの鑑定士ということで、選任をさせていただいたということでもあります。

また、固定資産税の額はどれ位かということですが、実際にそれぞれ市町の方で調べていたようではありますが、手元に持ち合わせておりません。

○議長（安達稔） 塩見晋さん。

○議員（塩見晋） あまりこのことばかり言うつもりはないのですが、パチンコ屋さんが土地を売買されたのはいつ頃ですか、それが影響しているとおっしゃったので、最初が12月にできて、それから後で売買されたのかそれから売買されたのか分かりませんが、最終的に再鑑定は地主さんとある程度の感触が取れた中で再鑑定をしたとなれば、それに合わせて再鑑定評価を合わせてもらったというふうに私としては取らざるを得ないようになってくる訳ですよ。

何のために2回も鑑定してやったのかという非常に費用的にも大きなロスだし、全く事務的なやり方がほんまにいいのかなという疑義を持つとる訳です。

それから、固定資産評価額がわからないということですが、最低限ですよ買収するのに

そのくらいのことは公の方でしたら、ちゃんと調べて持っておられなければ調べましたけどありませんとでは具合が悪い。

それともう一つ、後から動議を出して聞こうと思ったのですが、前回の定例会の時に質問しました、その答弁が電話と手紙で来ました。でも、条例を見てると全員に配るかここでしゃべるということになっているのですが、本会議が始まってもそういうことはなかったですし、やはりそういうことはキチット条例に沿ってやってもらわんと…、あれもこれも一緒に言うて悪いですけど質問回数が限られておりますので一杯言いますけれども、そういうこともしっかりと事務局として対応していただきたいと思います。

○議長（安達稔） 和田野事務局長。

○事務局長（和田野喜一） まず鑑定評価でございます。今塩見議員さんが御心配いただきました、地権者との合意を得たうえでの追っかけみたいなものではないかとのことですが、そうではなくて同時並行的に進めておりましたので、全員協議会で申し上げましたが正式な鑑定を受けるまでに、鑑定評価の見込み額をいただいたうえで地権者の方と話をさせていただいておりましたので、全く後追いでこの単価を設定したのではございません。

それと、固定資産税の額ですが調べてはいるのですが、今手元に持ち合わせていないということで、申し訳ございません。

また、前回の質問への回答ということで、それを今議会の冒頭で申し上げるべきだったのかも分かりませんが、26年度決算認定の時のシステムの関係だと思えます。それは、この組合が25年から動き始めた中で、いわゆるシステムの稼働が8月以降ということで、26年対比では稼働月数の差による費用の差異であったということでした。

この点につきましては今回の臨時会の事前の通知の中で、全議員さんには文書でもって塩見議員さんの御質問の内容について、このように整理させていただきましたとお配りをさせていただきましたので、本日の臨時会の冒頭での御報告をしなかったことは申し訳なく思っております。全議員さんにはお知らせをさせていただきました。

○議長（安達稔） 塩見晋さんのこの議題に関する発言は既に3回に及びましたが、会議規則第49条の規定により特に発言を認めます。

○議員（塩見晋） 案内を出されたときに一緒に配布されたということでしょうか。私のところにはその中に文書として入っておりました。

それからもう一点は、決算認定は済んだのですがこのことについての回答を得てからの質疑というのは、全然認められないのでしょうか。そっちから答えが出なかったので保留になった訳ですから、それについてもう一度正せるということが出来るのでしょうか出来ないのでしょうか。

○議長（安達稔） ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時35分)

(再開 午前10時44分)

○議長（安達稔） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。和田野事務局長。

○事務局長（和田野喜一） まず塩見議員さんの10月定例会での質問の内容を受けて再度質疑ができるのかという御質問でございました。

基本的にその時には回答が出来ていなかったのですが、決算について認定をいただきましたので、それで完結ということで御理解いただきたいと思います。

それと、11月2日付けで本日の臨時会に関しての案内等をさせていただく中で、塩見議員さんからの御質問の内容について、報告として例規システムの委託期間が25年8月から3月までの8か月間であったが、26年度は4月から3月までの12か月間の委託期間であったことから、委託料の差異が生じていますといったことで、文書を全議員さんにお配りさせていただき、御了解をお願いしたところであります。

○議長（安達稔） 松井事務局次長。

○事務局次長（松井正之） 固定資産税の単価について御質問がありました。

国道から進入路に入ったところの付近は宅地でありまして、ここの固定資産税は23,400円です、さらに進入路を入りまして農地の部分は田になるのですが4,460円、㎡当たりです。他にその奥、山の部分ですが地目は原野となっておりますが、現況は山林でございます、ここが700円ということでございます。以上でございます。

○議長（安達稔） 他に御質疑はありませんか。多田正成さん。

○議員（多田正成） それでは、今日上程されました2点の件についてですが、最後に単純な質問ですけれども確認のために質問させていただきます。

まず、財産取得で大変御苦勞いただきましてこの運びとなったということをお聞きしておりますけれども、こういう事例で見込みがついたので先走って予算を決めていくと、契約していくというようなことがあるのですが、契約、本契約に結びついて上程されておるのか、見込みで出されておるのか、多分決定をして出されていると認識いたしておりますけれども、確認のためにその確認をしておきます。

それと財産取得の中で、先ほど17名とか18名とかいう相違が出ておりましたけれども、それはいろんな農作業小屋だとかいった補償も含めて、全てこの金額で取得買収が出来た金額になっておるのかその点と。

2点目の造成工事ですけれども、関連工事も含めて全てこの金額で決定をするということで、確認をさせていただいたらいいのでしょうか。

○議長（安達稔） 造成工事の関係は、議第10号で後ほど。和田野事務局長。

○事務局長（和田野喜一） 契約でございます。全員協議会でも御報告させていただきましたけれども、全地権者の仮契約をいただきました。

本日の議会の議決をもちまして、本契約とすると契約書に明記をさせていただいております。

それと、17名と18名については、補償物件の有無により数え方が変わってしまったのですけれども、申し上げましたように全ての方の補償も合わせて同意をいただいた上で

の金額でございます。

○議長（安達稔） 他に御質疑はありませんか……。質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。本件に対し、反対その他の御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安達稔） 意見なしと認めます。これで討論を終結いたします。

議第9号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（安達稔） 起立全員であります。本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（安達稔） 日程第5 議第10号を議題といたします。

提案理由の説明を願います。 和田野事務局長

〔和田野事務局長 登壇〕

○事務局長（和田野喜一） ただいま議題となりました、議第10号 ごみ処理施設敷地造成工事の請負契約につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、去る11月17日に指名競争入札を実施いたしました結果、河嶋建設株式会社が2億1,170万7,000円で落札し、消費税を含む契約金額は2億2,864万3,560円となるものでございます。

つきましては、宮津与謝環境組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をいただき、契約を締結しようとするものであります。

お手元に資料として、図面を添付させていただいておりますので、御覧いただきたいと存じます。

当造成工事は、約1.2ヘクタールの敷地面積と歩道や側溝・路肩を含んだ幅員9.5から9.5メートル、延長160メートルの進入路及び防災調整池1箇所を整備するもので、敷地計画高は平均12.0メートル、事業区域は、里道・水路の法定外公共物を含む約2.1ヘクタールであります。

以上、誠に簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安達稔） これより質疑に入ります。御質疑はありませんか。長林三代さん。

○議員（長林三代） 造成工事の請負契約ということでございますけれども、先ほど全協でお聞きしました。

結論としてストーカ方式もバイオの方の乾式も湿式もまだ決まっていないという、限定はしていないということをお聞きしたのですけれども、まだ決まっていないのなら、この上物が決まっていないということですよ結論としては。

それなのに、上物が決まっていなくて下の土地、これが決まるのかと思うのですけれども、この図面を見ますと全体としては決まっています。しかしながら、上物は決まらないのに決まるというのはおかしいのではないかと、私は思う訳です。

これはやはり入札というかそういうものが決まってから、造成の方をしていくべきではないのか、水路とか進入路とかどんなものになるのかわからないではないですか。お伺いしたいと思います。

○議長（安達稔） 和田野事務局長。

○事務局長（和田野喜一） 今、長林議員さんがおっしゃったのは、上物が決まっていなくて敷地を造成するのは、おかしいのではないかというお話です。

このDBO方式で実施しますということで、この敷地の中に入る建物を設計してくださいということでありますので、建物の設計が決まって手法が決まってから造成をしておいたのでは泥縄みたいなことになりますので、まずは敷地、ここに建てますのでここに入るような設計をお願いしますということで、公募をさせていただいているということであります。

○議長（安達稔） 長林三代さん。

○議員（長林三代） 再度言わせていただきますけれども、焼却方式も決まっていない乾式も湿式も決まっていないということですよね、しかしながら乾式で行くようなことも言われていると、ストーカで行くと言われていると。

本当に私は理解に苦しむ訳ですけれども、例えばですね、先ほど和田議員が質問のあった乾式ではどこがあるのかということで、南但クリーンセンター、これは私も視察に行かせていただきました。それから防府市ですね、そこの2カ所だということで聞いておりますけれども、しかしそこは事故が多発していると、試験段階であっても事故が続発していると聞いております。

ですから、私は乾式にするべきではないと、もっともっと考えるべきだと思うんですけれども、そしてですね、言わせていただければDBOもするべきではないと。この土地の中に合うものを作るんだったら、もっと行政のごみ処理を考えて安くて低価なもので考えていくべきだと思います。

ですので、この造成工事というものが一体どれだけ安くてそしていいもので、市民負担にならないものであるかというのをお伺いしたいと思います。

行政の処理は行政で、地元は地元ですね地域のごみは行政ですべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安達稔） 和田野事務局長。

○事務局長（和田野喜一） 乾式運営の事故が多いとDBOの関係でおっしゃったのですが、私あまり聞いていないので後ほどお教えいただきたいと思いますが、まずDBOでやるべきではない、これは造成工事の関係とは全く無縁で、DBOはやり方、運営手法であって、いわゆる直営でいくのか公設民営で行くのかも合わせて、運営手法についてのD

ＢＯでございますので、敷地造成とは全く切り離して考えていただくことが良いのかなと思います。

ＤＢＯをやるべきではないというのは、先ほどの全協でもありましたように、ＰＦＩ可能性調査等、十分審議をしたうえでこの手法が良かろうということで決定したことでありますので、今回の議案とは造成工事の議案とはかけ離れておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安達稔） 長林三代さん。

○議員（長林三代） ＤＢＯなんでね公設民営ということですよ、けれどもＤＢＯでうけた公募の中では２０年契約ですと最初から謳っているのではないですか、運営方式も。

我々に説明したのは違うのですか。ですから言ってるように造成をするということは、契約の中には敷地造成も全て含まれている、議第１０号全て含まれていますよね、ごみ処理施設敷地造成工事、粗造成ですよ。

ですからこの敷地の中に入るのって、市・町民にとって一番いいものを選んでいかなんかというのはそうなんですけど、しかしながら上物が決まってないのに、その下の敷地造成をするのはどうかなと私は訴えているのです、いかがでしょうか。

○議長（安達稔） 和田野事務局長。

○事務局長（和田野喜一） 繰り返しになりますが、まず敷地を決めてＤＢＯかどの手法でやるにしても、どこで何をやりますかを決めたうえで、敷地の面積とか形状もありますので、ここですと決めた場合は、そこに見合うような施設を誘致してくる、設置をする設計をすると、これがＤＢＯに限らず例えば直営方式ですとした場合にも、その敷地の中に施設を作っていく訳ですから、配置計画もどうするというのを相談しながらやっていくということになります。

再三にわたり、ＤＢＯがどうのこうのと言われるのですが、今回の議案とはかなりかけ離れております、敷地造成は敷地造成で単独でいきますので、ＤＢＯの運営手法とは全く関係のない時点で進んでおりますので、繰り返しになりますが御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安達稔） 他に御質疑はありませんか。塩見晋さん。

○議員（塩見晋） それでは工事請負契約についてお尋ねします。

まず、見させてもらっているのですがどうもわからないのが、金額はちゃんと出ています。工期というのが書いてないのですが、それとネットで見れば分かるのですが何社が入札にかけて、入札率はなんぼだったかという詳しい資料というのが全く出ていない。

こういうことで議会にかけてこられるということは私は心外ですので、今すぐ資料を出してください。議長それを要請してください、お願いします。

○議長（安達稔） 資料を提出できますか。ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午前１１時００分）

(再開 午前11時07分)

○議長（安達稔） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、各議員のところに先ほどの塩見議員の質問の落札額の決定書が配布されたと思いますが、よろしいですか。塩見晋さん。

○議員（塩見晋） 最初にお尋ねしたつもりだったのですが、審議する中に議員にペーパーがない、ネットには出とるとというのがどうかなというふうに思う訳です。皆さん、ネット見て来られておったらそれでいいんですけど、そういうのは今後も配慮してほしいと思います。

それでこれは落札決定書だけで、まだ工期も何も決まってないということなんですか。少なくともその時点で工期は、前は1年というふうに落札から1年というふうに何かで、予定表が何かで工事期間1年と言われた覚えがあるのですけれども、果たしてそれで全体の進捗状況というものは問題はないのかなということと、それから、異常に接近した入札額で最後は抽選という形になっていますが、こうなったのでこれ以上のことはないと思うんですが、どうでこうなったのかというのをお聞かせ願えればありがたいなと思います。

○議長（安達稔） 和田野事務局長。

○事務局長（和田野喜一） まず決定書等の議員さんへの配布についてございますが、環境組合の議会の運営の仕方につきましては、一応宮津市議会に準じながらさせていただいています。

宮津市さんも、こういったところについては配布されていないということでございます。伊根町さんも配布されていないということでございましたので、配布はさせていただかなかったということでございますので、御理解いただきたいと思います。

それと工事の関係、工事期間ですけれども、この決定書の中の上段のカッコ書きの入札結果の一番下のところですが、工事概要の下に工事期間ということで入れておりますので、これで御確認いただきたいと思います。一応、本日の議決のあった翌日から来年の11月30日までの予定工期とさせていただいております。

それと進捗状況については、工期が一杯いっぱいありますので、前日も全員協議会でお話しさせていただきましたように、これがリミットといったことで、30年度稼働、ごみの搬入に向けてはこれが限度いっぱいと考えておりますので、今後とも御協力をお願い申し上げます。

入札額が接近しているのがなぜかと聞かれましても、私どもには分かりません。以上です。

○議長（安達稔） 塩見晋さん。

○議員（塩見晋） あの、これはおそらく同じソフトを使って計算されたので、同じ金額になっていたのかと思いますけれども。それでですね、宮津を例によってやっているからこういう資料は出していないとおっしゃいましたが、宮津はそれじゃあネットには出す

けども、議員には配布しないというこういう形になっているのでしょうか。

それはクエスチョンなんですけど、一般の方がみられる内容でありながら、ここで審議する中でその資料が議員に配布されない金額だけですよという、それはいかがなものかと思います、そうならそれでネットにも載せないということが必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（安達稔） 和田野事務局長。

○事務局長（和田野喜一） 先ほど申し上げましたように、宮津市さんも伊根町さんも出しておられないということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（安達稔） 他に御質疑はありませんか……。それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。本件に対し、反対その他の御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安達稔） 意見なしと認めます。これで討論を終結いたします。

議第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（安達稔） 起立全員であります。本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（安達稔） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じ、平成27年第4回（12月）宮津与謝環境組合議会臨時会を閉会いたします。

御苦勞様でした。

（閉会 午前11時14分）

本定例会終了後において、議第9号議案における塩見議員の質疑への組合からの答弁内容が、間違った資料に基づくものであることが判明しましたので、後日、下記のとおり訂正の御報告をさせていただきました。

記

質疑内容

○塩見議員 土地買収地の固定資産税評価額はいくらであるか。

答弁内容

○宅地の固定資産税評価額は 23,400 円/m²

田の固定資産税評価額は 4,460 円/m²

山林の固定資産税評価額 700 円/m²

訂正内容

○宅地の固定資産税評価額は 17,894 円/m²（与謝野町）

田の固定資産税評価額は 112 円/m²（宮津市）

山林の固定資産税評価額は 63 円/m²（宮津市）